

# 定 款

オーベクス株式会社

# オーベクス株式会社 定款

## 第 1 章 総 則

### 「商 号」

第 1 条 当社はオーベクス株式会社と称し、英文では AuBEX CORPORATION と表示する。

### 「目 的」

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品に関する製造加工販売並びに輸出入業
  - (1) 帽子、洋品雑貨
  - (2) 化成品二次加工製品
  - (3) 筆記用具
  - (4) 医療用具
  - (5) 前(1)(2)(3)(4)号に係る製造機器
2. 前項の物品に係る工業所有権の取得および譲渡、並びにソフトウェアの技術指導
3. 不動産の賃貸借並びに管理業
4. 倉庫業
5. 前各項に附帯する一切の業務

### 「本 店」

第 3 条 当社は本店を東京都墨田区に置く。

### 「機 関」

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 「公告方法」

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 「発行可能株式総数」

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

### 「自己の株式の取得」

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

### 「単元株式数」

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### 「単元未満株式についての権利」

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### 「単元未満株式の買増し」

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### 「株式取扱規程」

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

#### 「株主名簿管理人」

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### 「招 集」

第 13 条 当社の定時総会は毎年 6 月にこれを招集し臨時総会は必要の際随時これを招集する。

#### 「定時株主総会の基準日」

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### 「電子提供措置等」

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 「決議の方法」

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### 「議決権の代理行使」

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 「議 長」

第 18 条 総会の議長は取締役社長がこれに当る。

取締役社長に事故あるときは取締役会の予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

### 「議事録」

第 19 条 株主総会の議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその法令に定める事項を記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### 「員 数」

第 20 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

### 「選任決議」

第 21 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

### 「任 期」

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 「代表取締役および役付取締役」

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

#### 「取締役会の招集権者および議長」

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 「取締役会の招集」

第 25 条 取締役会の招集は会日より 3 日前迄に各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。但し緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

#### 「取締役会の決議方法」

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 「相談役」

第 27 条 取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。

#### 「取締役会規程」

第 28 条 取締役会は会社の業務執行その他に関し別に取締役会規程を設けるものとする。

#### 「報酬等」

第 29 条 取締役の報酬および退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めるものとする。

## 第5章 監査役、監査役会および会計監査人

### 「員 数」

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

### 「選任決議」

第31条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、予め定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の予選の効力は次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。

### 「任 期」

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 「常勤の監査役」

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 「監査役会の招集」

第34条 監査役会の招集は、会日より3日前迄に各監査役に対してその通知を発するものとする。

ただし緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。

### 「監査役会の決議方法」

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

### 「監査役会規程」

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

#### 「報酬等」

第 37 条 監査役の報酬および退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議で定めるものとする。

#### 「会計監査人」

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

## 第 6 章 計 算

#### 「事業年度および決算期」

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎事業年度の末日を決算期とする。

#### 「剰余金配当の基準日」

第 40 条 期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

#### 「配当の除斥期間」

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、支払確定の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

#### 「附則」

1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 26 年 1 月 29 日改定  
昭和 26 年 1 月 29 日改定  
昭和 30 年 1 月 28 日改定  
昭和 37 年 5 月 30 日改定  
昭和 46 年 1 月 29 日改定  
昭和 47 年 1 月 29 日改定  
昭和 49 年 1 月 30 日改定  
昭和 50 年 1 月 30 日改定  
昭和 52 年 2 月 25 日改定  
昭和 58 年 2 月 25 日改定  
昭和 60 年 2 月 27 日改定  
昭和 61 年 2 月 27 日改定  
昭和 62 年 6 月 25 日改定  
平成 3 年 6 月 26 日改定  
平成 6 年 6 月 28 日改定  
平成 11 年 6 月 28 日改定  
平成 12 年 6 月 28 日改定  
平成 14 年 6 月 26 日改定  
平成 15 年 6 月 26 日改定  
平成 16 年 6 月 25 日改定  
平成 18 年 6 月 28 日改定  
平成 20 年 6 月 25 日改定  
平成 21 年 6 月 24 日改定  
平成 26 年 6 月 24 日改定  
平成 29 年 10 月 1 日改定  
令和 4 年 6 月 24 日改定